

米子市中学校部活動人材バンク登録者募集要項

令和 8 年 4 月
米子市教育委員会

1 趣旨

米子市教育委員会では、部活動指導体制の充実を推進し、部活動指導の質的な向上を図るとともに、部活動を担当する教員の負担軽減のため、米子市立中学校に部活動指導員を配置する。

この要項は、部活動指導員の配置にあたって候補とする米子市中学校部活動人材バンクの登録者募集において必要な事項を定める。

なお、部活動指導員の配置については、「米子市教育委員会部活動指導員派遣事業実施要綱」（以下「部活動指導員配置要綱」という。）に定めるとおりとする。

2 募集職名

部活動指導員（会計年度任用短時間勤務職員）

3 資格要件

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

ア 地方公務員法第16条又は学校教育法第9条の欠格事項に該当しないこと。

イ 公務員でないこと。（ただし、任命権者が兼職兼業を認めたもの及び市町村等が任用する非常勤職員は除く。）

ウ 配置校における部活動指導方針に沿った指導ができること。

エ 該当する種目等の実技指導に精通して安全指導ができること。

オ 国公立諸学校に勤務する常勤の教職員以外の者であること。

カ 心身ともに健康であること。

キ 18歳以上（高卒程度以上）であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

ア 教員免許を有していること。

イ 公益財団法人日本スポーツ協会の中央競技団体認定の指導者資格を取得していること。

ウ 自ら該当する種目等の競技経験を持つ、または、児童生徒への指導実績がある地域等の人材で、関係する各競技団体の代表等から部活動指導員として適格であると推薦されていること。

エ 専門学校、大学もしくは大学院に在籍しており、自ら該当する種目等の経験を持つ、または、児童生徒への指導実績がある人材で、在籍する専門学校、大学の関係者等から部活動指導員として適格であると推薦されていること。

オ 学校現場に勤務している会計年度任用職員のうち、校長から推薦があること。

4 募集する主な部活動

- ・陸上競技
- ・バドミントン
- ・軟式野球
- ・サッカー
- ・ソフトテニス
- ・卓球
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・新体操
- ・剣道
- ・柔道
- ・水泳
- ・ソフトボール
- ・弓道
- ・吹奏楽
- ・美術
- 等

5 職務

(1) 当該校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、指導に従事すること。具体的には部活動に係る以下の事項とする。

- ① 実技指導
- ② 安全・障がい予防に関する知識・技能の指導
- ③ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ④ 用具・施設の点検・管理
- ⑤ 部活動の管理運営（会計管理等で、必要に応じ教諭等と連携して行う。）
- ⑥ 保護者等への連絡（必要に応じ教諭等と連携して行う。）
- ⑦ 年間・月間指導計画等の作成（必要に応じ教諭等と連携して作成する。）
- ⑧ 生徒指導に係る対応（教諭等と連携し、学校として組織的に対応する。）
- ⑨ 事故が発生した場合の現場対応（教諭等と連携し、学校として組織的に対応する。）
- ⑩ 指導力向上を図るために、県教育委員会が主催するスポーツ指導者研修会および市教育委員会が主催する部活動指導者研修会等を受講する。（任用1年目の者は、受講を必須とする。2年目以降の者は、2年に1回以上の受講を必須とする。）

6 勤務条件

(1) 身分

米子市会計年度任用短時間勤務職員

(2) 任用期間

採用日から当該採用日の属する会計年度の3月まで

(3) 勤務先

米子市立中学校

(4) 報酬等

時間額1,520円（通勤手当は規程により別途支給）

(5) 勤務日

平日と休日を合わせて週あたり1～2日程度（変動あり）の校長が認める日

(6) 勤務時間

ア 平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度（ただし、1週間あたり20時間未満で、大会等により校長が必要と認めた場合は、この限りではない。）

イ 任用期間内に1人あたり240時間以内の勤務の予定（ただし、採用時期等により増減の可能性がある。）

7 登録申請方法

次の提出書類を各1部用意し、郵送又は持参にて提出のこと。

(1) 米子市中学校部活動人材バンク登録申請書（様式第1号）

(2) 登録に必要な資格を証明するものの写し、または、米子市中学校部活動人材バンク推薦書（様式第2号）

【提出先】

米子市教育委員会事務局学校教育課

住所：米子市錦町一丁目139番地3 ふれあいの里 1階

電話：0859-23-5432

8 登録及び採用の流れ

(1) 名簿登録

提出書類の審査により、資格条件を満たしていることが確認できた場合に、「米子市中学校部活動人材バンク」に登録する。なお、書類審査の結果は、登録希望者全員に通知する。

※ 名簿登録は、マッチングを確約するものではない。

※ 名簿登録有効期限は、登録日から翌年度末までとする。なお、登録日について、登録の決定が3月となる場合は、翌年度4月1日とする。

(2) 面接

「米子市中学校部活動人材バンク」登録者のうち、教育委員会は、学校の配置希望等の条件に合致する者に連絡し、校長による面接を行う。必要に応じて米子市教育委員会が面接を行うことがある。

※ 年度末までに配置希望校がない場合は、教育委員会から別途連絡する。

(3) 採用面接の結果、採用が決定した場合は、採用に係る諸手続を行う。

9 登録変更及び削除

(1) 住所等、登録内容に変更が生じる場合は、米子市中学校部活動人材バンク登録内容変更届（様式第3号）を提出し、受理されれば登録内容の変更が可能である。

(2) 次の事項に該当する場合は、「米子市中学校部活動人材バンク」から登録を削除する。合わせて、任用が決定している場合は決定の取消を行う。

ア 資格要件を満たさないこと、提出書類の記載事項に誤りがあることが判明した場合。

イ 登録者本人から米子市中学校部活動人材バンク登録取下げ届（様式第4号）が提出され、米子市教育委員会がそれを受理した場合。

10 問い合わせ先

米子市教育委員会事務局学校教育課

住所：米子市錦町一丁目139番地3 ふれあいの里 1階

電話：0859-23-5432